

西有田中学校「学校生活の約束」について

- 本校の学校生活の約束は、生徒の健やかな成長を目的とし、生徒会を中心に適宜見直しを行っています。
- ご家庭での約束やルールづくりにもご活用いただけたらと考えています。
- 多様な考え方を踏まえ、ニーズに応じて柔軟な対応を行っています。

令和8年度
有田町立西有田中学校

学校生活の約束

温かい目・柔らかい耳・感謝の心



_____年 _____組 _____号

1 学校生活



(1)所持品について

○**個人のものには必ず記名**をする。(学習用品、バッグ、上靴、通学靴、かさなど)

おさがりの物も必ず名前を書き換えておく。

○通学カバン・セカンドバッグ・制服は、加工しない。

○通学カバン・セカンドバッグには、キーホルダー・おまもりは**1個まで**つけてもよい。

○頭髪などに装飾品を付けない。カッチンどめは可。

○**不必要な物は持ってこない。**

(例:スマートフォン・ゲーム・雑誌・マンガ本・音楽機器・化粧品・香水・香りのついた制汗剤・汗ふきシート・菓子類・ジュース類 など)

※持ってきた物は学校で一時預かり。保護者の方に学校まで取りに来ていただきます。

○**危険物は校内に持ち込まない。**

(例:刃物類→カッターナイフ・彫刻刀、ライター、マッチなど)

○**集金などのお金は必ず朝のうちに先生に提出する。不要なお金は持ってこない。**



(2)その他

○欠席・遅刻・早退をするときは、**保護者の方を通じて朝のうちに学校に連絡する。**

○**遅刻した場合は、必ず職員室に登校したことを伝えて、教室に行く。**

○登校後から帰りの会が終わるまでは校外に出てはならない。やむを得ず外出する必要があるときは必ず先生にその事情を話して、許可を得ること。

○校内では廊下を走ったり、暴れたりしない。節度を守って過ごす。

○特別教室や自分の学級以外の教室には、先生の許可なく出入りしない。

○生徒間の**金銭の貸し借り**は絶対にしない。物品の売り買いも禁止する。

○**制汗剤・リップクリーム・日焼け止めなどは無香料・無着色のものに限る。**

○土日や長期休み中に、部活動のみに参加する場合も「学校生活の約束」を守る。

(校外であっても、部活動や生徒会活動などは学校活動の一環です。)

2 学習・授業について

○授業開始2分前までに用具の準備完了。2分前学習に励む。(西中はノーチャイム)

○授業に遅れた場合は、先生に理由を伝え、授業に入る。

○用具や課題を忘れたときは、**貸し借りをしない**。(トラブルのもとになります)

○許可された用具以外は必ず持ち帰り、家庭学習に活用する。

○授業中の無駄話や手紙のやりとり、落書きなど授業の妨げとなることはしない。

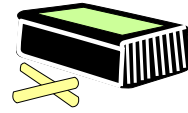
○授業以外でクロムブック、電子黒板、黒板は使用できない。生徒会活動等で昼休みや放課後に使用する際は、必ず先生の許可を得ること。

3 環境・整美について

(1) 無言清掃 について

- 6時間目終了後、速やかに清掃区域に移動し、掃除に取りかかる。
- 清掃リーダーは、出欠確認をし、役割を確認して清掃に取りかかる。
- 清掃活動を通じて磨く5つの心

- ・責務の心 → 自分の役割を果たし、粘り強く取り組む心！
- ・気づきの心 → 汚れているところや、周囲の様子に気づいて動く心！
- ・思いやりの心 → お互いが助かると思うことを気軽に手伝える思いやりの心！
- ・感謝の心 → 手伝ってくれた友達や道具に感謝し、大切にしようとする心！
- ・正直な心 → 良いと思うことを素直にできる正直な心！



- 時間いっぱい、すみずみまでていねいに掃除に取り組む。
- 自分のぞうきんに記名をすること。
- 掃除の時間には、スカートは短パンに着替えて取り組む。
- 後始末、片づけをした後は、グループで振り返りを行う。



(2) 整美・リサイクルについて

- 自分が使う机やイスロッカーを傷つけたり、落書きをしたりしない。
校内の道具は大切に扱う。破損や落書きをした場合は、弁償となることがある。
- 校内にゴミを散らかさない。原則として自分で出したゴミは自宅に持ち帰って処分する。
→マイゴミ袋の持参は可。
- ゴミをできるだけ出さないように心がける。
- 節電や節水に心がける。(蛇口を閉める。電気の消灯。エアコン稼働時のドア、窓の開閉。)
- ガラスを割るなど施設設備を壊した場合は、すぐに先生に知らせて指示を受ける。
※不注意による破損は、原則として本人の弁償になります。

4 登下校について

(1) 登下校の注意 ※最大限、安全な行動を心がける

- 交通ルール、自転車通学のきまりを守り、決められた通学路を通過して登下校をする。
- 部活動終了後は、完全下校の時間を厳守し、速やかに帰宅する。
- 登下校中の買い食い、寄り道はしない。

(2) 自転車通学について

- ◎自転車通学は、許可制とする。



《許可条件》

- ① 自転車の保険に加入すること。(TSマーク付帯保険 など)
- ② ヘルメットを着用すること。
※市販ヘルメット可。安全基準適合表示 SG マーク等があり、記名されたヘルメットに限る。
- ③ 安全な道を通ること。
- ④ 西有田中学校の許可番号(ステッカー)を貼ること。
(¥100。最初の点検時に受け取る。3年間使用)
- ⑤ 防犯登録をしていること。
- ⑥ 月に1回は保護者同伴のもと、自分で点検をすること。(特にライト、ブレーキ、タイヤ)
- ⑦ 自転車には、かぎを付けること。
- ⑧ 自転車、ヘルメットには記名をすること。
- ⑨ 自転車には、かご、荷台を取り付けること。荷台を使う場合は、荷ひもを使うこと。
- ⑩ 自転車には、不正に手を加えない。(改造・塗装など)
- ⑪ 通学にふさわしい安全に配慮した自転車を使用すること。

《注意事項》 ※道路交通法に基づき、罰則となることがあります。

- ① ヘルメットを正しく着用する(あごひもをきつく締める)。
- ② 二人乗りはしない。
- ③ 自転車可の歩道以外の道路は左側を通行する。
- ④ 並進をしない。(歩行者との並進も含む)
- ⑤ 傘さし運転はしない。(雨の日はカッパを着て、いつも以上に安全に注意する)
- ⑥ 交差点では徐行をし、大きい道路に出るときは一旦停止・安全確認をする。
- ⑦ 夕方は早めに点灯し、無灯火運転はしない。
- ⑧ 靴のかかとを踏みつけての運転はしない。
- ⑨ 学校でも必ずかぎをかけておく。(かぎをなくさないように自己管理)
- ⑩ その他、道路交通法を守ること。(★自転車が加害者になる事案も増えています)

(3)自転車通学の停止や取り消しについて

- ① 自転車通学規定・注意事項を守らなかった場合は、嚴重注意の対象となる。
- ② 年度内に同じ項目の違反が繰り返された場合は、一定期間の自転車通学停止処分とする。
- ③ 悪質な違反については、1回目でも許可を取り消すことがある。

5 校外の生活について

- 友人間の外泊は絶対にしない。
- 友人の家に保護者の許可なく出入りしない(礼儀をわきまえ、相手の迷惑を考える)。
- 冬期は夕方 17 時、それ以外は 18 時を目処に帰宅する(町の放送が入ります)。
習い事などで遅くなる場合も、終了後速やかに帰宅する。
- 買い物など校区外へ出るときは、保護者同伴が望ましい。

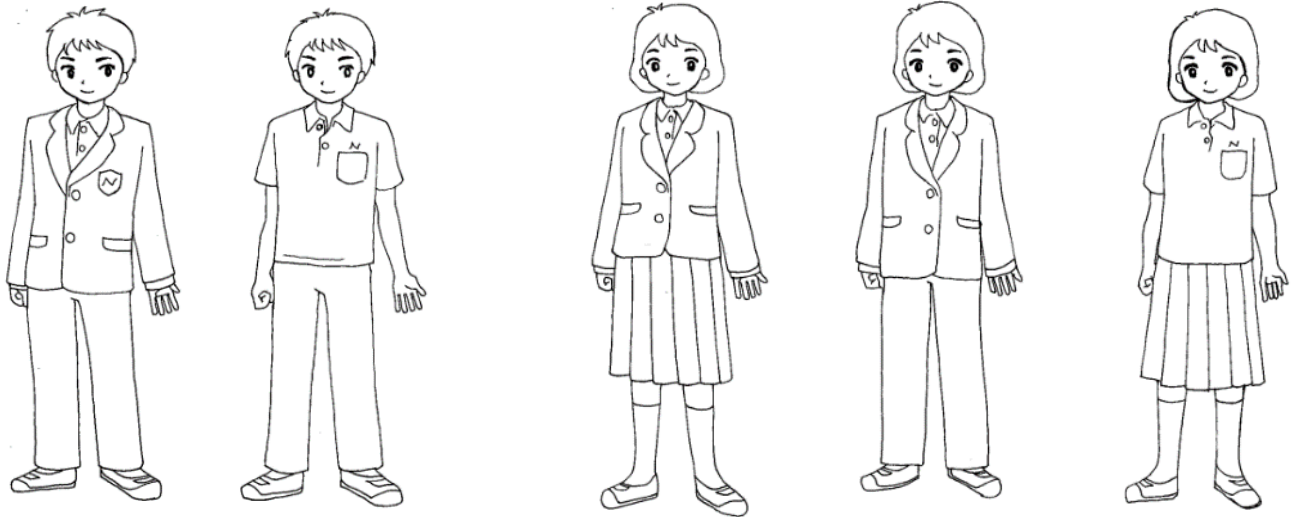
- 映画館・マンガ喫茶・インターネットカフェ・カラオケ・ボウリング場などの遊技場や飲食店への入場は、保護者同伴でも 23 時以降は条例違反。映画館は、20時以降の入場は条例違反。
 - スマホ等でのインターネットの利用については、ご家庭での約束事を必ず決め、保護者の責任の下で利用すること。ルールやマナーを守り、課金トラブルや事件に巻き込まれないように気をつけること。
 - SNS等では、個人が特定されるような名前、写真、プロフィールなどの取り扱いに万全の注意を払い、自分や家族、友達などの個人情報絶対に明かさなないこと。
- なお、SNS等のトラブルについては外部機関への相談、通報も対応の1つとして検討する。

制服の着こなしについて

生徒指導部

生徒会

【新制服の着こなしについて】



【生徒会より】

- 夏服、合服は一番上のボタンを外しても良い ※ただし、集会や儀式で上までボタンをつける（公共の場での身だしなみはフォーマルにするため）
- ブレザーを羽織るときは、シャツのボタンを全部つける
- スカートは膝が隠れる長さとする
- セーター・カーディガン・トレーナーは無彩色（白・黒・紺・灰色）を着てもよい。制服の中からはみ出さないようにする。フード付きのものは禁止とする
- シャツの下は無地の肌着とし、衛生面を考慮して部活動等で使用するアンダーシャツや体操服は着用しない。ハイネックのものも着用しない。
- 中学生らしい髪型。前髪は目にかからないようにする。横髪をとめる。後ろ髪は肩に掛かるようなら結ぶ、または切る。ヘアピン、カッチンどめは黒を使用する。
- 靴下は無地とする。くるぶしを隠す（くるぶしソックスは禁止である）。

【生徒指導部より補足】

- 夏服はシャツ出し仕様（入れてもよい）
- スラックス・スカートは性別に関係なく選択可
- ブレザー着用の際はワッペンをつける
- 校内では名札を着用する
- 髪のカットは禁止とする。事情がある場合は学校に申し出る
- 防寒着は次のいずれかとする。①部活で使用するもの②安全性があり、かつ高価でないもの
※冬服の上に着用する ※校舎外でのみ着用できる ※セーターやカーディガンは制服の上に着ない

【今後の取り扱いについて】

- 有田町の学校統合まで、旧制服との混在を認める。（例：上は新制服、下は旧制服） ※譲り受けた物に限る
- 旧制服については、従来の取り扱いと同様とする。